

令和3年3月3日

川辺町議会議長 平岡 正男 様

川辺町議会議員 桜井 真茂

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問通告書

以下のとおり通告します。

1. 質問名 新型コロナウイルスワクチン接種について
2. 回答を求める先 健康福祉課
3. 質問の概要

現在、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者向け接種が進められており、ようやく出口が少し見えてきたようです。

次は高齢者の方・基礎疾患のある方・一般の方と順次接種が進められると聞いております。そこでお尋ねいたします。

川辺町は医療機関での接種となっておりますが、町内3か所の医療機関での接種となりますと、例えば、かかりつけ医が町外の場合や、また施設入所している方や医療機関へ出向くことができない方など、さまざまな困難事例が出てくると考えます。このような困難事例に対して、どのように対応されるのか、現在予測できる範囲でお答えください。

令和3年3月18日

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問答弁書

1. 質問名 新型コロナウイルスワクチン接種について
2. 質問議員名 桜井真茂議員
3. 答弁者 健康福祉課長（担当 健康福祉課）
4. 答弁の概要

議員仰せのとおり、新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位は、医療従事者向け先行接種、医療従事者向け優先接種、高齢者向け優先接種となっております。今回の高齢者向け予防接種については、実施主体は市町村ですので、町が予防接種体制の構築を行っております。接種方法には、個別接種と集団接種があります。当町では、医療機関で行う個別接種での実施を決めております。

理由としましては、まず、この新型コロナウイルスワクチンは、新しいワクチンであることから、副反応が出た場合、医療処置がしやすいため、安心して接種が受けられること。また普段より高齢者は医療機関受診をしている方が多く、診療時間内等に接種が可能であることで、家族の方の送迎等もしやすいことなどです。個別接種によって、医療機関での密を防ぐためにすべて予約制とし、医療機関の事務負担を軽減するために、接種の予約は全て保健センターで受けることにしております。

そこで、このような接種体制の中、質問にありました困難事例について、どのように対応するかについてお答えします。

まず、1つ目、かかりつけ医が町外の場合についてですが、接種は住民票所在地の市町村にある医療機関で受けるということが原則となっております。したがって、町外にかかりつけ医がいる場合においては、接種前にワクチン接種について相談をしていただくこととなります。しかし、長期入院、長期入所している方等やむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外で接種を受けることができます。

次に、2つ目、施設入所の方の場合についてですが、町内にも1か所ございますので、現在その施設の嘱託医と入所者の方及び施設従事者が同時に接種できる準備を進めております。入所者と施設従事者の同時接種については、高齢者施設において全国的にクラスターが発生しているため、他の高齢者より先に接種をするという国の方針に基づいております。

次に、3つ目の医療機関に出向くことのできない方については、普段から医師の訪問診療等を受けておられる場合で、その医師の所属している医療機関が新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行っている場合は、巡回接種として訪問診療時に接種することが可能となっております。また、一人暮らしや高齢者世帯等で移動手段の確保等が難しい方への対応については、現在検討中でございます。

いずれにしましても、希望する高齢者が予防接種を安心して接種できる体制づくりを今後も検討し進めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種については、ワクチンの入荷時期等まだまだ不明な点が多く、今後においても困難事例が発生する場合があります。町民の生命及び健康を守るために、国や県の動向を注視しながら円滑に予防接種が実施できるよう取り組んでまいります。